

令和2年3月24日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 田中 浩 介



令和2年度労働報酬下限額について（答申）

令和元年10月2日付け越契第290号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,342円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

985円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。
- (2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと。
- (3) 労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,622	27	普通船員	2,599
2	普通作業員	2,318	28	潜水士	4,478
3	軽作業員	1,677	29	潜水連絡員	3,184
4	造園工	2,284	30	潜水送気員	3,184
5	法面工	2,903	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,004	32	軌道工	5,220
7	石工	3,027	33	型わく工	2,914
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,610	35	左官	3,015
10	鉄筋工	3,038	36	配管工	2,464
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,004	38	防水工	3,252
13	溶接工	3,195	39	板金工	3,128
14	運転手（特殊）	2,768	40	タイル工	2,515
15	運転手（一般）	2,419	41	サッシ工	2,858
16	潜かん工	3,375	42	屋根ふき工	2,682
17	潜かん世話役	3,994	43	内装工	3,150
18	さく岩工	3,364	44	ガラス工	2,802
19	トンネル特殊工	3,409	45	建具工	2,732
20	トンネル作業員	2,734	46	ダクト工	2,509
21	トンネル世話役	3,814	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,477	48	建築ブロック工	2,595
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,825	50	交通誘導警備員A	1,643
25	土木一般世話役	2,644	51	交通誘導警備員B	1,452
26	高級船員	3,285			

